

Ⅶ-156

荒川・江戸川周辺の放置艇の実態について

日本大学大学院 学生会員 尾関 将克

日本大学理工学部 正会員 前野 賀彦 竹澤 三雄

1. 研究の目的と意義

最近、海洋性レクリエーションの中でプレジャーボートを中心としたマリンレジャーが盛んになり、一般化されてきているが、プレジャーボートの利用が急増する一方で、河川や港湾などに無許可で係留・保管されている放置艇が社会問題として顕在化してきている。平成8年度の運輸省港湾局、水産庁、建設省河川局の3省庁が合同で実施した調査によると、平成4年度の調査に比べ急激に増加していることが報告されている。¹⁾本研究では荒川・江戸川周辺における放置艇の実態を現地調査し、放置艇の河川占有率、川幅占有率、係留施設占有率について検討した。

2. 研究の方法

荒川・江戸川周辺で特に放置艇が多いと思われる河川を選定し、それらの河川における放置艇の現地踏査を行った。

図-1に示すように調査を行った河川は新芝川、江戸川、旧江戸川、中川、新中川、境川、真間川で調査期間は平成8年6月から10月である。調査内容は、係留されている艇の隻数、種類、占有面積、川総面積、川半分総面積、艇面積である。

占有面積とは、艇および桟橋等の係留施設が河川を占有している面積、川総面積とは、河口から調査地域までの総水面積、川半分総面積とは、艇が係留されている占有面積に河川の中心線までの水面積を加えた面積、艇面積とは、艇を四角形に置き換え、艇の全長と幅より計算した面積である。そして、占有面積、川総面積、川半分総面積、艇面積から放置艇河川占有率、放置艇川幅占有率、係留施設占有率を求めた。

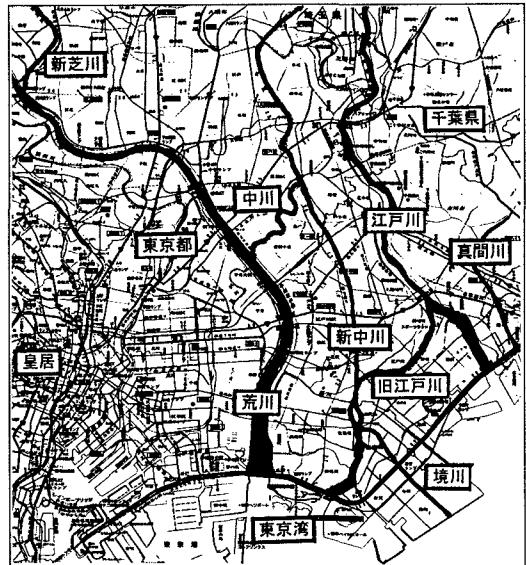


図-1 調査位置

3. 調査結果

表-1は各河川における放置艇の現状を不法係留密度と称し、占有面積、川総面積、川半分総面積、艇総面積の関係を示したものであり、図-2、3、4はそれぞれ放置艇河川占有率、放置艇川幅占有率、係留施設占有率を示したものである。

図-2の放置艇・係留施設の河川面積に対する占有率は、川総面積に対する占有面積の割合で、新芝川では約30%、境川、真間川で約20%に達している。

図-3の川幅占有率は係留されている各地点を総括して川幅半分に対する占有率を表したもので、川半分総面積に対する占有面積の割合は、境川では約60%、

表-1 不法係留密度

	旧江戸川	中川	新中川	境川	新芝川	真間川	江戸川	単位
隻数	412	98	400	240	146	50	1267	隻
川総面積	1,013,664	728,108	592,613	97,715	40,924	11,641	745,054	m ²
(1) 占有面積／川総面積	6.9	1.7	4.8	19.3	31.6	18.9	11.7	%
(2) 占有面積／川半分総面積	33.9	26.6	40.3	63.2	46.5	32.0	44.5	%
(3) 艇面積総和／占有面積	22.9	17.4	26.6	28.3	8.8	38.3	13.5	%

キーワード 放置艇、不法係留

連絡先 〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14 Tel 03-3259-0676 Fax 03-3293-3319

新芝川、江戸川では約 50%である。

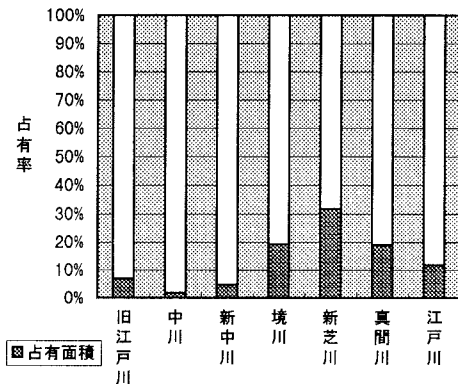


図-2 放置艇河川占有率

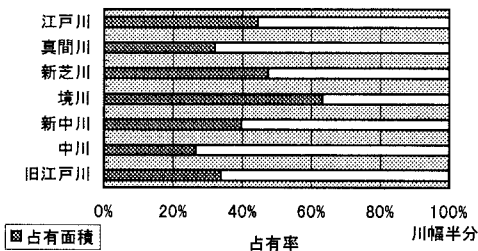


図-3 放置艇川幅占有率

図-4 は占有面積の中で係留施設 (棧橋等) の占める割合を示したもので、各河川を占拠しているのは、放置艇を係留するための不法な係留施設で、放置艇よりも不法な係留施設の方が河川を占有している割合が多い。

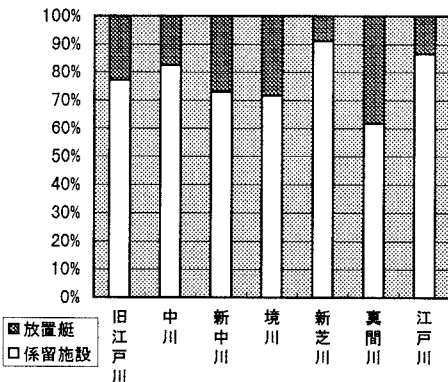


図-4 係留施設占有率

図-5 は放置艇の利用形態別隻数で、河口からの距

離に近い旧江戸川、境川、江戸川では河川の立地から海に出やすいため、釣りを目的とした艇の存在が目立つ。また、全体的に釣り、近海レジャーを目的とした艇が多い。

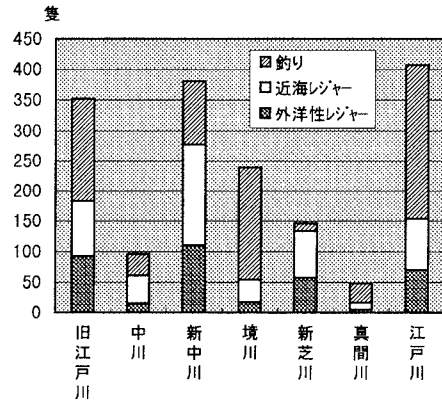


図-5 放置艇利用形態別隻数

4. 考察および結論

海洋性レクリエーションの普及に伴い、プレジャーボートの利用が急増する一方、放置艇への対応が各都道府県で問題となってきている。一方、放置艇に関連する不法な係留施設の河川占有率も放置艇の数の問題と共に大きな問題である。例えば、荒川支流の新芝川では、放置艇の河川占有率ならびに川幅占有率に比較して、係留施設占有率が 91.2% という状況であり、放置艇の隻数よりも不法な係留施設が河川を占拠している。その他の河川でも不法な係留施設の占有率は放置艇の占有率に対して 80% 前後を占め、川総面積の大きい江戸川や中川でも約 85% の不法な係留施設の占有率となっている。このような課題に対し、早急なプレジャーボート利用環境づくりが必要であり、マリーナの整備にあたってはプレジャーボート利用者のニーズや負担力に見合った現実的かつ具体的な施策を展開する必要がある。また、利用者に対するマナーの徹底を行うため、所有者登録制、保管場所届け出制を法的拘束力を持つ条例にすることができれば放置艇の解消に加え、放置艇の増加に伴う沈没船への対応にもなりうるものと考えられる。

参考文献

- 1) 桑名 幸一(1997)「マリーナ不足、放置艇を斬る」舵社 PP.251~255